その駐車場は

駐車場法(第12条)の



届出が必要 ではありませんか?

届出が必要とされる駐車場とは

-般公共の用*1に供され かつ

自動車の駐車の用に供する部分*2の 面積が500㎡以上であり

かつ

駐車料金を徴収する

駐車場です!

- *1 不特定多数の者が自由に利用できる状態にあるもの *2 駐車用スペース(通路等を除く)

平面駐車場、立体駐車場、附置義務による駐車場 etc 都市計画区域内においては、どのような駐車場でも上 記に該当すれば届出が必要です。

*詳しくは当該市町村の駐車場担当部局にお問合せください。